

# 令和6年分の源泉徴収票を送付しました

課税対象の  
老齢・退職年金を  
受給されている  
皆さまへ

当共済組合からお支払いした老齢厚生年金や退職共済年金などの、老齢または退職を給付事由とする年金は、雑所得として所得税が課税されます。このため、本誌と一緒に「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」といいます。）をお送りしています。

注：障害や遺族を給付事由とする年金は、非課税となりますので、源泉徴収票はお送りしていません。

## 源泉徴収票の見方

確定申告などに必要な書類です。大切に保管してください。

### 見本

住所又は居所		基礎年金番号		種別・年金証書番号	
東京都千代田区神田駿河台2-9-5		9450 - 654321		31 - 12345678	
氏名		生年月日		昭和 28年 1月 1日	
コウリツ タロウ 公立 太郎					
区分		支払金額		源泉徴収税額	
法第203条の3第1号・第4号適用分		円		円	
法第203条の3第2号・第5号適用分		円		円	
法第203条の3第3号・第6号適用分		1,855,949		4,995	
法第203条の3第7号適用分		円		円	
社会保険料の額		開始 終了		年月日	
氏名		氏名 フリガナ		区分	
源泉控除対象配偶者		公立 花子		コウリツ ハナコ	
控除対象扶養親族		1			
		2			
16歳未満の扶養親族		1			
		2			
(摘要)					
源泉徴収時所得税減税控除済額 11,640 円、控除外額(控除していない額) 48,360 円					
支払者		所在地		法人番号	
名称		東京都千代田区神田駿河台2-9-5		8700150003179	
		電話番号		03-5259-1122	

### 1 区分

法第203条の3第1号・第4号適用分	昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金の支給を受けている方
法第203条の3第2号・第5号適用分	退職共済年金の支給を受けている方
法第203条の3第3号・第6号適用分	当共済組合から次の年金の支給を受けている方 ・老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）・退職年金（年金払い退職給付）
法第203条の3第7号適用分	当共済組合では本欄の記載対象となる年金を支給していません

注：「法」とは、所得税法を指します。

### 2 支払金額

令和6年2月定期支給から令和6年12月定期支給までの年金支払通知書に記載された「一期額」の合計金額です。源泉徴収税額および社会保険料の額を控除する前の額であるため、**実際に振り込まれた金額とは一致しません。**

### 3 源泉徴収税額

令和6年2月定期支給から令和6年12月定期支給までに源泉徴収した所得税額の合算額です。

「令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」といいます。）を提出された方は、申告内容に基づいた税額計算を行い、源泉徴収しています。

#### 4 所得控除の内容

申告書で申告いただいた所得控除の内容および人数を表示しています。

申告内容が実態と異なる場合は、当共済組合では修正できませんので、確定申告により修正してください。

#### 5 社会保険料の額

市区町村からの依頼により、年金から徴収した介護保険料、国民健康保険料(税)または後期高齢者医療保険料の合計金額です。内訳は「(摘要)」欄に表示しています。これらの保険料額の詳細は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

注:個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載されません。

#### 6 所得税に係る定額減税の内容

令和6年度税制改正において実施された定額減税について、所得税額から控除した減税額(源泉徴収時所得税減税控除済額)および控除しきれなかった金額(控除外額)を記載しています。所得税に係る定額減税に関するQ&Aは4ページに掲載しています。

源泉徴収票に関するよくある質問については、当共済組合ホームページに掲載しています。

[トップページ](#) → [年金受給者\(待機者\)向け手続き](#) → [年金Q&A](#) → [源泉徴収票について](#)



### 確定申告のご案内

公的年金は年末調整が行われませんので、年金以外の収入がある等により源泉徴収された所得税の精算手続きが必要となる場合には、ご自身で確定申告を行うことになります。

下の表は、確定申告により所得税の還付を受けられる可能性がある代表的な例です。

- 年金から源泉徴収する際には受けられない控除がある方
  - 例 ・ 社会保険料(介護保険料、国民健康保険料(税)など)を年金からの徴収ではなく、個人で納付された方
  - ・ 一定額以上の医療費を支払った方
  - ・ 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などを支払った方
  - ・ 扶養親族のうち、同居している70歳以上の父母などがいる方 など
- 65歳以上で老齢厚生年金または退職共済年金を受給されている方のうち、老齢基礎年金ではなく、障害基礎年金を受給している方
- 老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方
- 年の途中から年金を受給している方

#### 確定申告を省略できる方

令和6年中の公的年金等の収入の合計額が400万円以下であって、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告を省略することができます。

上記に当てはまる方であっても、所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。



#### 住民税の申告が必要な場合があります

確定申告を省略した場合であっても、住民税の計算のため、お住まいの市区町村に住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳細は、令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

#### 確定申告情報

**期間** 令和7年2月17日(月)から令和7年3月17日(月)まで

- ・ 還付申告は、令和7年2月14日(金)以前でも行えます。
- ・ 所得税および確定申告に関する詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。

#### e-Tax(国税電子申告・納税システム)で確定申告を行う方へ

公的年金等の源泉徴収票(令和6年分)の電子交付は、令和7年1月下旬受付開始予定です。

注:ご利用にはマイナンバーカードと、スマートフォンまたはICカードリーダーの付いたパソコンが必要となります。

詳しくは当共済組合ホームページをご覧ください。

[トップページ](#) → [年金受給者\(待機者\)向け手続き](#) → [年金Q&A](#) → [源泉徴収票について](#)

